

競 争 入 札 心 得

(総則)

第1条 豊富福祉会が発注する工事請負の見積に当たっては、別に定めるもののほかこの心得を承知してください。

(保証金等)

第2条 入札参加者(保証金の納付を免除されている者を除く)は、入札執行前に見積もった契約金額(消費税相当額を含んだ額)の100分の8に相当とする。額以上の保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。

ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りではない。

2 前項の保証保険は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して7日以上のものでなければなりません。

3 保証金に代える担保として定期預金債権を提出するときは、その担保に質権を設定し当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 保証金に代える担保として銀行又は理事長の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を見積合せ当日から起算して7日以上とした当該保証を賞する書面を提出してください。

(見積合せ)

第3条 入札参加者は、見積書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出しなければなりません。

2 郵便による入札を認める場合において、前項の入札書を郵送により入札しようとする者は、その封筒に「特別養護老人ホーム温心園陸屋根防水改修工事入札書」と朱書し、配達証明郵便で提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

(入札書の書換え等の禁止)

第5条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することができません

(無効入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する見積合せは、無効とします。

- (1) 入札書記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 郵便による入札で所定の日時までに到着しなかったもの
- (6) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (7) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第7条 開札は、広告又は通知した場所において、入札終了後直ちに入札参加者またはその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者またはその代理人が開札の場所に出席出来ないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札)

第8条 開札の結果、落札に至らなかった場合は、直ちに参加者(初度の入札参加者)で再度入札を行います。

(落札者の決定)

第9条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。その場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第10条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

- (1) 当該申込みに係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適正と認められるとき。

2 前項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

(保証金の返還)

第 11 条 落札者が決定した場合、保証金又はこれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては見積合せ執行後に返還します。

2 再度入札の結果落札者がなく当該入札が打ち切られた場合は、保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第 12 条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、豊富福祉会(発注者)の作成した契約書案に記名押印の上、口達を受けた日から 7 日以内に豊富福祉会(発注者)に提出しなければなりません。

(保証金の帰属)

第 13 条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した保証金又はその納付に代えて提供した担保は、社会福祉法人豊富福祉会に帰属します。

2 落札者であって保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額(消費税相当額を含んだ額)の 100 分の 8 に相当する額の違約金を豊富福祉会に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第 14 条 契約を締結しようとする者(契約保証金の納付を免除されている者を除く)は契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、社会福祉法人豊富福祉会を被保険者とする履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の履行保証保険は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

3 第 1 項の公共工事履行保証証券は、保証期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

4 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

5 契約保証金に代える担保として銀行、理事長の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、保証期間を工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

(保証金等の充当)

第 15 条 落札者は、当該入札に係る保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(入札の取りやめ等)

第 16 条 豊富福祉会(発注担当課)が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第 17 条 入札参加者として指名された者が入札に参加できない場合は、その旨をあらかじめ文書等により連絡してください。

注:委託業務については、第 1 条の「工事請負」とあるのを「委託業務」と読み替えてください。